

清須市一般廃棄物処理基本計画

令和2年3月

愛知県清須市

目 次

1.	はじめに	1
2.	清須市の概要	2
	(1)位置	
	(2)人口・世帯数	
3.	一般廃棄物処理・処分の現状	3
	(1)ごみ処理	
	(2)生活排水処理	
4.	ごみ処理基本計画	4～9
	(1)基本方針	
	(2)目標年次	
	(3)収集人口	
	(4)ごみ処理計画	
	(5)家庭系ごみ・資源排出量の将来予測	
	(6)資源化・減量化の基本方針	
	(7)収集・運搬計画	
	(8)中間処理計画	
	(9)最終処分計画	
	(10)その他	
5.	生活排水処理基本計画	9～12
	(1)基本計画	
	(2)目標年次	
	(3)生活排水の排出の状況	
	(4)生活排水の処理計画	
	(5)し尿・浄化槽汚泥の処理計画	
	(6)その他	
	参考：地域指定資源回収場所	14～19

1 . はじめに

一般廃棄物処理基本計画とは、市が長期的・総合的視点から、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるものであり、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本事項を定めるものである。

国では、環境保護を背景とした生活様式や社会の変化に伴い、ごみの排出量を抑制しようという活動の下、ごみ減量化運動が活発になってきている。

これは、環境保護意識の高まりだけでなく、都市化の進展に伴い、ごみ焼却施設や埋立処分場の確保が困難となっているなど、ごみの問題は深刻な社会問題となっているためでもある。

こうした状況の中、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）の数次にわたる改正及び「循環型社会形成推進基本法」（平成12年法律第110号。）等のリサイクル推進に係る関係諸法の制定等により、適正な廃棄物の処理や廃棄物のリサイクルの促進の対応が図られている。

本市では、ここ数年、ごみの排出量を減量させるためごみの分別資源化を進めており、この結果、1人1日当たりのごみの排出量は平成24年を境に徐々にではあるが減少傾向にある。しかしながら、将来的にはごみ処理についてはさらに深刻な問題となることが予測されるため「出るごみを適正に処理する」という従来のごみ処理の考え方でなく「出るごみを減らして適正に処理する」という考え方に転換していく必要がある。

このために、限りある資源の有効利用を図るため、ごみに対する市民の意識改革を図り官民一体となって、リサイクルシステムなどの確立により、ごみの減量化・再利用の推進が重要である。

また、生活排水については、県が定めた「全県域汚水適正処理構想」により、清らかな川や海を次世代に引継ぐことを目的に、下水道事業が進められ平成25年度より一部が供用開始されているところではあるが、整備の完了及び浄化槽からの完全切替えまでには、更なる時間を要するため、その間生活排水対策として適正な浄化槽維持管理を積極的に進めていく。

2. 清須市の概要

(1) 位置

清須市は、愛知県西部、尾張平野部のほぼ中央に位置し、南部・東部は名古屋市に隣接しています。また、北部は北名古屋市、稲沢市及び一宮市に接し、西部はあま市に接している。

総面積は、1,732haで、東西約5.5km、南北約8.0kmの広がりを持ち、愛知県の面積の0.34%にあたる。

地形は比較的平坦で、庄内川の下流域にあり、ほとんどの地域が海拔10m未満となっている。また、庄内川のほかには、新川、五条川などの河川が流れ、豊かな水辺環境に恵まれ、四季折々の風景を楽しむことができる。

交通は広域の利便性に恵まれ、JR東海道本線、名鉄名古屋本線・犬山線・津島線及び東海交通事業城北線の鉄道網のほか、名古屋第2環状自動車、名古屋高速6号清須線・16号一宮線、国道22号、国道302号などの交通網により周辺都市との連携が図られている。

(2) 人口・世帯数

本市の人口は、平成31年(4月1日現在)で人口は69,029人、世帯数は29,278世帯となっており、平成26年同月と比較すると人口は2,784人、世帯数は2,464世帯増加している。これは、市内に立地する企業の大規模な社宅の建設、区画整理事業の完了等によって増加したものと考えられる。しかし、世帯数当たりの人口は減少しており核家族化が進行しているものと思われる。

総人口の推移は下表のとおりである。

総人口の推移

	平成26年	平成31年
総人口	66,245	69,029
世帯	26,814	29,278
1世帯当たり人口	2.47	2.36

3. 一般廃棄物の処理・処分の現状

(1) ごみ処理

ごみ処理については、市を美化するのみでなく、市民の日常生活を衛生的に快適な生活環境を守っていくうえで重要な事業である。

ごみの収集運搬については、市全域を民間業者に委託しており、5分別収集①可燃ごみ（週2回）②不燃ごみ（月2回）③プラスチック製容器包装（週1回）④粗大ごみ（随時）⑤資源（空かん・空びん・古紙・古着、ペットボトル等）（月1回）を行っている。

収集方法については、①可燃ごみ、②不燃ごみ及び③プラスチック製容器包装はルート収集方式を採用。なお、マンション等については、一部ステーション方式を取り入れている。④粗大ごみは、随時、戸別収集方式を取り入れている。また、⑤資源については、全域所定の場所（一覧参照）へ搬出するステーション方式で行っている。

処分については、①可燃ごみは名古屋市に焼却処分委託、②不燃ごみ及び④粗大ごみは民間業者に委託、③プラスチック製容器包装及び⑤資源は、リサイクル業者に委託し再資源化している。また、本市内学校給食センターの食品残さにあっても資源としての再利用を図るため、平成18年2月から清須市、あま市の2市で構成する五条広域事務組合が運営する汚泥再生処理施設「クリーンパーク新川」で処理している。

資源化を推進してごみを減量する活動を進めるため、資源の回収を始め幾多の事業を推進している。しかし近年は民間業者の常設された資源ステーションが多数設置されており、市民の資源排出方法は多様化し、市における資源回収量は減少傾向である。

今後は、「4R運動」を推進し、市民一人ひとりの協力で分別を徹底することにより、ごみのスリム化を推進する。

(2)生活排水処理

清須市のし尿処理体制は、収集委託業者によるし尿の収集と収集許可業者による浄化槽汚泥の収集を行い、収集したし尿及び浄化槽汚泥は清須市、あま市の2市で構成する五条広域事務組合が運営する汚泥再生処理施設「クリーンパーク新川」で処理している。

4. ごみ処理基本計画

(1) 基本方針

国においては、平成3年に「廃棄物処理法」が抜本的に改正された。その主な改正内容は、①廃棄物の減量化・再生の推進、②廃棄物の適正処理の確保、③処理施設の確保の3点が主なねらいとなっている。

廃棄物のうち一般廃棄物については、市にその責任が課せられており、一般廃棄物を適正に処理するために、一般廃棄物処理計画を策定しなければならないことになっている。このことから、廃棄物を適正に処理することは、地域の生活環境を保全するうえで、最も重要なことになっており、行政の責務として最重要課題となっている。

このために長期的な展望に立った基本計画を策定することとする。

清須市の一般廃棄物処理基本方針を次のように定め、ごみの適正処理に努めることとする。

『ごみの排出の抑制と自己処理の推進を図るとともに、ごみの4R運動を推進し再資源化及び収集方法の改善を行う。』

基本的施策

1. 資源化減量の推進

- ごみの4R運動の推進
- ごみ減量意識の啓発
- 集団収集の促進
- 資源収集ルート確保
- ごみ収集方法の改善

2. 施設の整備

- 中間処理場・最終処分場の整備
- リサイクル拠点の整備

(2) 目標年次

この処理計画は、令和2年度を初年度とし、目標年度を令和6年度とする5か年計画であるが、今後の情勢の変化が生じた場合は、計画期間中に見直しを行う等、弾力的な対応を図るものとする。

(3) 収集人口

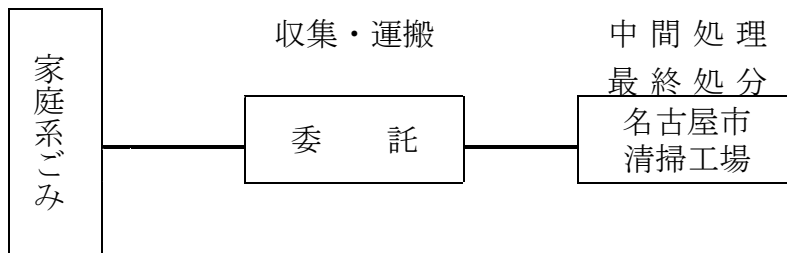
清須市の目標年度を令和6年度及びその時の人口約69,476人を対象とする。

(4) ごみ処理計画

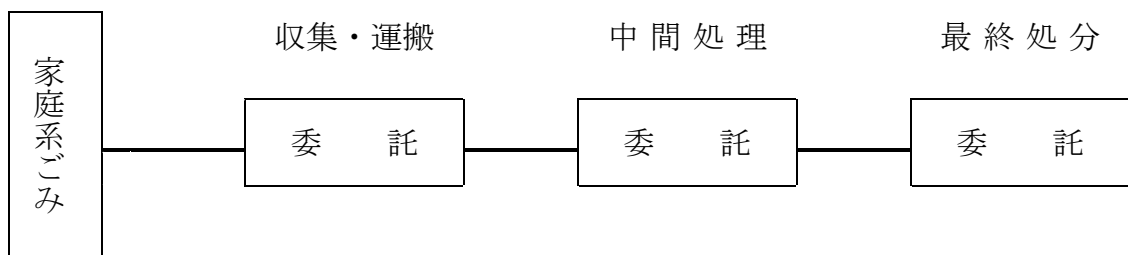
清須市の収集体系は、現在可燃ごみ・不燃ごみ・プラスチック製容器包装・粗大ごみ・資源の5分別収集を行っており、引き続き行うものとする。

ごみ減量化をより一層推進するために、市民一人ひとりに徹底した分別を行うよう協力を求め、ごみの減量を図るとともに、適正な処理に努める。

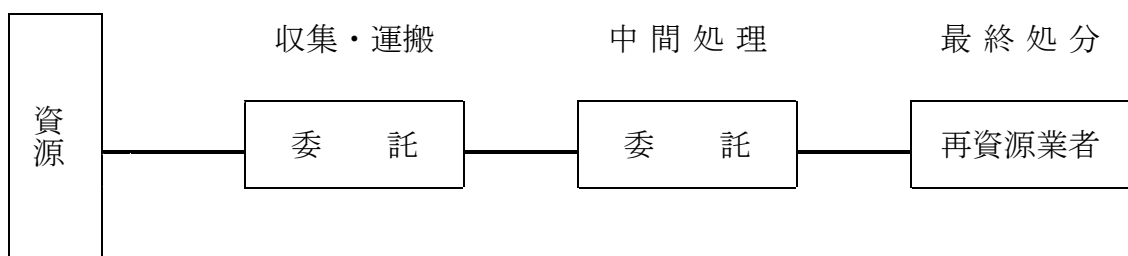
可燃ごみ



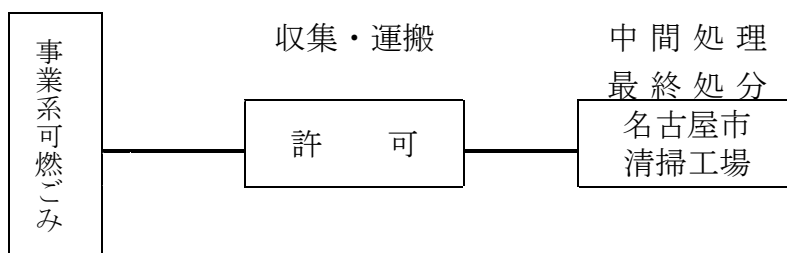
不燃ごみ（粗大ごみを含む）



資源（プラスチック製容器包装を含む）



事業系一般廃棄物



※事業系一般廃棄物は、許可業者により収集・運搬を行っている。

(5) 家庭系ごみ・資源排出量の将来予測

家庭系ごみとは本市の収集区分の可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみのことを指している。家庭系ごみの一人一日当たりの排出量は、平成27年度から減少傾向にあったが平成30年度に増加している。資源排出量は、民間企業による資源回収場所の増加により減少傾向にあり、この傾向が今後も続くと予想される。

ごみの排出量実績と計画量

単位：t

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
可燃ごみ	11,918	11,842	12,053	12,161	12,121	12,081	12,041	12,001	11,961	11,922
不燃ごみ	640	578	561	559	557	555	553	552	550	548
粗大ごみ	208	203	213	224	223	223	222	221	220	220
計	12,766	12,623	12,827	12,944	12,901	12,859	12,816	12,774	12,731	12,689
総人口	67,096 人	67,974 人	68,734 人	69,029 人	69,497 人	69,493 人	69,489 人	69,485 人	69,481 人	69,476 人
1人1日 当たりの 排出量	520g	509g	511g	514g	507g	507g	505g	504g	501g	500g

資源の排出量実績と計画量

単位：t

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
資源	1,603	1,512	1,500	1,439	918	873	832	812	767	738

※資源には、本市で資源として回収しているアルミ缶、スチール缶、ビン（透明、茶色、その他）、ペットボトル、牛乳パック、古紙、古布に加え、再資源化しているプラスチック製容器包装、乾電池、蛍光灯、使用済み小型家電、使用済み天ぷら油を含んでいます。

(6) 資源化・減量化計画

1. 資源化・減量化の基本方針

ア. 資源・減量目標

清須市では、ごみを減量するため「ごみの4R運動」を推進する。4Rとは「R e f u s e (リフューズ)」発生源でごみを断つ、「R e d u c e (リデュース)」ごみとなるものを減量する、「R e u s e (リユース)」繰り返し使う、「R e c y c l e (リサイクル)」資源として再利用する、の頭文字「R」取ったものである。このように「ごみになるものは買わない、持ち込まない、作らない」を基本に、一人ひとりがごみ減量行動を実践することで、令和6年度時点の一人一日当たりの家庭系ごみ排出量を500gにすることを目標とします。

今後も分別収集の推進により資源の回収、リサイクル活動を行うことにより、ごみの減量を図るとともに、必要に応じごみ減量施策や事業内容等について検討を行うものとする。

イ. 減量対象品目

減量対象品目は、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみとする。

ウ. 減量方法

清須市分別収集計画（第9期分）に基づき以下のように行う。

- ①市民、事業者に対して、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの正しい出し方に関する教育啓発活動を積極的に進める。
- ②容器包装廃棄物排出の抑制を図るため、スーパーマーケット等に過剰包装の自粛、使い捨て商品の販売の抑制等を依頼する。
- ③リターナブル容器を用いた商品及び再生商品を選択することを啓発する。
- ④プラスチック製容器包装廃棄物のリサイクル化について、各種イベントを通して、その必要性についての認識を高める。
- ⑤ごみの減量化、ごみの正しい分別等に関する市内小学校4年生を対象とした環境学習出前講座を実施する。

2. 市民・事業者・行政の役割と責務

ア. 市民の役割と責務

市民は、ごみの排出者として自覚と責任をもち、買い物時にはマイバッグを持参しレジ袋や過剰包装を断るなど、ごみとなる物の減量に心がけ、またごみの分別を行うように努力する。

イ. 事業者の役割と責務

事業者は、事業活動に伴って発生するごみは、自らの責任において適切に処理しなければならない。

また、商品包装の簡素化に努め、製品の製造にあたっては廃棄物となった場合に、リサイクル化や下取り体制等の充実に努めるとともに、ごみの発生の抑制に努める。

ウ. 行政の役割と責務

市は、市民・事業者に対してごみの減量、リサイクルについての意識の高揚を図るとともに、その活動に対して支援していく。

また、ごみの減量施策等の実施については、三者一体となって展開できるよう努力する。

(7) 収集・運搬計画

ごみについて、委託業者により収集・運搬を行っているが、衛生的・効率的な収集・運搬体制の確立について、より一層の整備に努める。

(8) 中間処理計画

清須市における、中間処理施設は、全体的に土地が平坦で市街化が進み、市内で整備するのがむずかしいため、ごみの再資源化や減量化を図り、最終的な目標として埋立て対象物を少なくすることを目標とする。

(9) 最終処分計画

前項でも示したように市内に最終処分場に適する場所は皆無に等しく、用地確保は極めて困難な状況のため現在は、民間委託において最終処分を行っている。

中間処理計画と同様にごみの再資源化や減量化により、埋め立て対象物を少なくすることを目標とする。

(10) その他

資源化・減量化について市の取り組みは次の通りである。より一層市民にPRを行うとともに、制度及び事業の充実・促進を図るよう努める。

1. 家庭用生ごみ処理機等購入補助金制度
2. 古紙、布及びアルミ缶回収報奨金交付要綱制度
3. 資源ごみ分別収集事業報奨金制度

家庭用生ごみ処理機等購入補助金の補助実績と計画値

単位：件

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 度
電動生ごみ処理機	12	11	10	8	10	10	10	10	10	10
生ごみ処理容器	5	11	10	8	10	10	10	10	10	10
ダンボールコンポストセット	5	6	3	8	6	6	6	6	6	6
ダンボールコンポスト基材	59	49	47	69	54	54	54	54	54	54
合計	81	77	70	93	80	80	80	80	80	80

古紙、布及びアルミ缶回収報奨金の対象物重量の実績と計画値

単位：kg

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 度
古紙、布及びアルミ缶回収報奨金	919,389	870,642	801,786	767,411	722,650	680,500	640,809	603,433	568,236	535,093

資源ごみ分別収集事業報奨金の対象世帯数の実績と計画値

単位：世帯

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 度
資源ごみ分別収集事業報奨金	27,217	27,665	28,362	28,050	29,278	29,716	30,160	30,610	31,068	31,532

5. 生活排水処理基本計画

(1) 基本計画

1. 生活排水処理にかかる理念、目標

排水対策として都市下水道及び排水施設が整備され、一般排水は用悪水路に放流しているが、近年生活排水による水質汚濁が問題となっており、社会的にもその対策の必要性と緊急性が深く認識されるようになってきている。

平成8年6月より愛知県で全県域汚水適正処理構想を取りまとめている。これは、市街地や農山村地域を含めた県下全域の汚水処理施設の整備を計画的・効率的に実施することを目的にしたものである。

本構想では、県と市町村が協力し全県域にわたって下水道、集落排水、合併処理浄化槽などといった汚水処理施設について、その関係所管部局と調整し、地域の実情に応じた適正な整備手法を選定するもので、今後の基本構想の策定の指針となるものである。

このため、生活排水を適切に処理することは重要課題となっており、市民に対し生活排水対策の必要性について啓発を行うとともに生活排水処理では、水質の改善を図る。

2. 生活排水の処理に関する基本方針

生活排水対策の基本として、水の適正利用に関する普及啓発のほか、これらの生活排水処理施設を、逐次整備していくこととするが処理施設の整備に係る基本は、次のとおりとする。

ア. 浄化槽については、清掃、保守点検及び法定検査の啓発に努める。

イ. し尿及び浄化槽汚泥は、清須市、あま市の2市で構成する五条広域事務組合が運営する汚泥再生処理施設「クリーンパーク新川」で処理する。

ウ. 公共下水道については、平成25年3月から順次公共下水道の供用開始が始まっており、市全域での公共下水道の整備の推進に努める。

(2) 目標年次

この処理計画は、令和2年度を初年度とし、目標年度を令和6年度とする5か年計画であるが、今後の情勢の変化が生じた場合は、計画期間中に見直しを行う等、弾力的な対応を図るものとする。

(3) 生活排水の排出の状況

生活排水の排出の状況は、下表のとおりであり、平成30年度においては、計画処理区域内人口69,029人のうち41,817人については、生活排水の適正処理がなされている。

生活排水の排出状況

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1. 計画処理区域内人口	67,974人	68,734人	69,029人
①生活雑排水処理人口	37,834人	40,454人	41,817人
(1)コミュニティ・プラント	0人	0人	0人
(2)合併処理浄化槽	21,658人	22,251人	22,233人
(3)下水道	16,176人	18,203人	19,584人
(4)農業集落排水施設	0人	0人	0人
②生活雑排水未処理人口	26,524人	24,887人	23,948人
③非水洗化人口	3,616人	3,393人	3,264人
2. 計画処理区域外人口	0人	0人	0人

(4) 生活排水の処理計画

1. 処理の目標

基本計画に掲げた理念、目標を達成するために、概ね全ての生活排水を施設で処理することを目標とするが、公共下水道が整備されるまでの間は各家庭にてできるだけ生活排水の水質の向上に努める。

ア. 生活排水の処理の目標

	平成30年度	令和6年度 (目標年度)
生活排水処理率	60.6%	76.4%

イ. 人口の内訳

	平成30年度	令和6年度
1. 行政区域内人口	66,608人	69,476人
2. 計画処理区域内人口	66,608人	69,476人
3. 生活雑排水処理人口	41,817人	53,078人

※令和6年度については生活環境課推計値

ウ. 生活排水の処理形態別内訳

	平成30年度	令和6年度
1. 計画処理区域内人口	69,029人	69,476人
①生活雑排水処理人口	41,817人	53,078人
(1)コミュニティ・プラント	0人	0人
(2)合併処理浄化槽	22,233人	15,374人
(3)下水道	19,584人	37,704人
(4)農業集落排水施設	0人	0人
②生活雑排水未処理人口	23,948人	14,012人
③非水洗化人口	3,264人	1,910人
2. 計画処理区域外人口	0人	0人

※令和6年度計画処理区域内人口については生活環境課推計値

(5) し尿・浄化槽汚泥の処理計画

1. 現況

本市のし尿の収集・運搬については、業者に委託しており、浄化槽汚泥の収集・運搬については許可業者が浄化槽清掃業と併せて実施している。

また、本市のし尿及び浄化槽の汚泥については、清須市、あま市の2市で構成する五条広域事務組合が運営する汚泥再生処理施設「クリーンパーク新川」で処理している。

2. し尿・浄化槽汚泥処理量の将来予測

処理量は、減少傾向にあり、この要因は、平成25年度より新川流域下水道（新川西部処理区）事業として下水道が順次整備されたため、今後も、し尿、浄化槽汚泥の処理量は減少していくものと思われる。

汲み取りし尿及び浄化槽汚泥、下水道汚水の処理量実績と計画量 (単位k l)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
汲み取りし尿	1,828	1,762	1,687	1,559	1,479	1,403	1,331	1,262	1,197	1,136
浄化槽汚泥	29,185	28,316	28,445	28,106	27,758	27,414	27,074	26,739	26,408	26,081
下水道汚水	969	704	878	971	1,094	1,175	1,265	1,348	1,430	1,584

(6) その他

生活排水対策の必要性を始め、浄化槽の定期的な保守点検、清掃及び法定検査等広報やあらゆる機会を通じ、啓発活動を実施し市民に周知を図るものとする。

参考：地域指定資源回収場所

	町内会	収集日	回収場所
①地区	朝日	毎月第1水曜日	清洲城北東遊歩道
			グランシャトー北
			巖島神社東
			朝日児童遊園南
			朝日実行組合倉庫東
	鍛冶屋町	毎月第2水曜日	サンホームいの子横
			セレモニー鳳凰殿南駐車場前
			富士電機(株)西側前
			喫茶ロング北東
			一場出荷場西
	桑名町	毎月第2水曜日	一場出荷場西
			大嶋公園北
			一場福島43番地前
			一場1454番地南
			御嶽神社南
	大津町	毎月第2水曜日	桑名町ちびっ子広場前
			JR清洲駅前駐輪場南
			グランメゾン清洲横
			一場1364番地西駐車場
			(株)パロマ清洲工場東
	伊勢町(JR北)	毎月第2水曜日	サークルK清洲御園店南
	宮重町	毎月第1土曜日	大阪屋前
	落合	毎月第1土曜日	(株)チューゲン清須物流センター前
	祢宜家	毎月第1土曜日	(株)チューゲン清須物流センター前
			生活改善センター前
			春日落合378番地北駐車場前
			春日土丑24番地5東
			豊田合成(株)落合寮北東
	蓮花寺	毎月第1土曜日	祢宜家コミュニティーセンター前
			かすがタウン南
			橋本屋葬祭会館駐車場東
	分地	毎月第2土曜日	蓮花寺公会堂前
水道事業事務所前(東出遊園東)			
新田	毎月第2土曜日	分地公会堂	
		津島神社前	
		西牧新田ふれあい広場南	
		美容室WISH駐車場西	
		新田児童遊園前	
西牧	毎月第2土曜日	ヘアサロンマコ東	
		喫茶花水木南東	
		春日屋敷33番地南	
上之切	毎月第3土曜日	西牧新田ふれあいセンター前	
		春日流31番地南	
		春日社子地92番地北	
		太閤工業南	
		上之切遊園角	
中之切	毎月第4土曜日	春日八幡宮北	
		渡辺菓子店前東	
		春日八幡宮参拝駐車場前	
		春日富士塚133番地1東	
		支留比亜珈琲春日店駐車場東	
		中之切保育園東	
		中京陸運(株)春日物流センター東	
		春日神明31番地東	
		中之切公会堂前	
		春日神明95番地前	
ヤマモトハリシステム東			
下之切	毎月第1土曜日	春日天神85番地東	
		(株)ワールドケミカル技研来客者駐車場東側	
野田町	毎月第3土曜日	特別養護老人ホームベガサス西	
		セイコー重機(株)南側	
			春日野田町107番地東道路向かい角
			コーヒーハウスブルー西

②地区	伊勢町(JR南)	毎月第1水曜日	古城荘跡地西 ワタナベオート客用駐車場東
	西市場一丁目	毎月第1水曜日	国道302号線側道(西市場二丁目交差点西) ライオンズガーデン清洲
	西市場二・三丁目	毎月第3水曜日	西市場2丁目送電線鉄塔西
	西市場四・五丁目	毎月第3水曜日	西市場公園東 旧パチンコオークランド南
	西市場住宅	毎月第3水曜日	西市場住宅児童遊園
	廻間	毎月第3水曜日	廻間第1公園西 廻間第2公園南西
	永安寺	毎月第1水曜日	永安寺公園北西
	神明町	毎月第1水曜日	清洲公園南空地
	西清洲	毎月第3水曜日	焼肉やすお筋向い空地
	土田	毎月第3水曜日	土田公園北
			高島公園南
			火の見やぐら
			石清水八幡宮鳥居南
			土田踏切西 ツツミ田公園
	上条	毎月第4水曜日	上条公園 稲荷神社
			火の見やぐら北
			上条1丁目3番地15北
			アピエスI東
	土田住宅	毎月第3水曜日	県営清洲住宅ごみ置場
	新清洲一・二・三丁目	毎月第4水曜日	十六銀行清洲支店北
新清洲公園北			
新清洲公園北東			
新清洲児童遊園北			
新清洲四丁目	毎月第4水曜日	新清洲グリーンホーム東	
		中部電力(株)清洲変電所西	
		東海セルロイド(株)東	
新清洲五・六丁目	毎月第4水曜日	新清洲4丁目集会所北	
		新清洲4丁目2番地9東 丸川公園南	

③地区	西町	毎月第4土曜日	本山公園西	
	横町	毎月第4土曜日	本山公園東	
			横町公園南	
	旗本	毎月第4土曜日	名鉄須ヶ口駅前	
			萩野公園入口	
	西堀江 (津島線より南)	毎月第4土曜日	新川本通火の見やぐら前	
			桃栄保育園南	
			桃栄児童館北	
			スペクトル須ヶ口ごみ置場	
		大通公園南		
	下堀江	毎月第4土曜日	ねねや道路向かい	
	助七(JR北)	毎月第3水曜日	東山中公園前	
寺野(JR北)	毎月第3水曜日	東山中公園前		
		星の宮児童センター入口前		
阿原	毎月第3水曜日	星の宮児童センター入口前		
		阿原八幡神社北		
田中町(JR北)	毎月第1水曜日	(株)小川工業所資材置場西		
		高山運輸(株)第2駐車場南		
西田中・弁天	毎月第1土曜日	防災倉庫前		

④地区	西堀江(津島線より北)	毎月第3水曜日	外町公園南西角
	外町	毎月第3水曜日	外町公園南西角
	寺野(JR南)	毎月第3水曜日	寺野公民館東
	鍋片	毎月第3水曜日	鍋片公民館北
	助七(JR南)	毎月第3水曜日	助七公園南
	豊町	毎月第4土曜日	新川福祉センター南市有地
	丸の内	毎月第1水曜日	丸の内公会堂前
			名鉄丸の内駅北(具竹荘前)
	下本町	毎月第1水曜日	旧小谷歯科前
			名鉄本線ガード南
			下本町公民館前
			船松橋東
	中本町	毎月第1水曜日	旧田中電波南
	竹屋町	毎月第1水曜日	久證寺駐車場北西
竹屋町東空地			
上本町	毎月第1水曜日	クレセントラウエル北	
		長者橋南東	
田中町(JR南)	毎月第1水曜日	御鍛神社前	
		アルコ清洲北門前	

⑤地区	郷一	毎月第2土曜日	西方寺南側道路東
	郷二	毎月第2土曜日	国道22号線高架下
	郷三	毎月第2土曜日	下新18東側道路
			片町6東側道路
			上新テニスコート北
	グランドメゾン	毎月第2土曜日	グランドメゾン小田井ごみ置場
	十軒町	毎月第2土曜日	十軒裏8番地5北
	新十軒	毎月第2土曜日	片町48番地西側駐車場北東角
			旧片町ちびっ子広場北
	橋詰町	毎月第2土曜日	橋詰11番地7南
	問屋町(県道東)	毎月第2土曜日	橋詰52番地南
	北問屋町(県道東)	毎月第2土曜日	北問屋町公民館前
	砂入町	毎月第2土曜日	砂入ちびっ子広場前
	上砂入	毎月第4土曜日	ヤマナカ西枇杷フランチ館南側道路
			ナイスドラッグ西枇杷島店西
			サンコート西枇杷島北東
	サンコート	毎月第4土曜日	サンコート西枇杷島ごみ置場
	大和	毎月第4土曜日	南大和ちびっ子広場前
	日の出東	毎月第2土曜日	にしびさわやかプラザ南側道路
			第1コーポエビス前
	ジャルダン	毎月第2土曜日	ジャルダンびわじまごみ置場
	弁天町	毎月第4土曜日	弁天15番地駐車場西
	地領	毎月第4土曜日	地領公園東
	花咲町	毎月第4土曜日	花咲公園東側電話ボックス前
	西枇杷公団	毎月第4土曜日	西枇杷公団ごみ置場
	古城二	毎月第4土曜日	枇杷島公園東
城並一	毎月第4土曜日	枇杷島大和郵便局前	
城並二	毎月第4土曜日	古城小学校西	
城並三	毎月第4土曜日	六ノ条公園西	
宝マンション	毎月第4土曜日	宝マンション小田井ごみ置場	

⑥地区	坂町	毎月第4水曜日	坂町公民館 カーサ北二ツ杵西
	東町	毎月第4水曜日	土器野神明社北入口前
	中河原	毎月第4水曜日	中河原公民館前
	下河原	毎月第4水曜日	下河原八幡神社鳥居前
	問屋町(県道西)	毎月第2土曜日	問屋水防倉庫北
	ネオハイツびわじま	毎月第2水曜日	ネオハイツびわじま敷地内
	北問屋町東・西(県道西)	毎月第2土曜日	北問屋町西部公民館前
	平和ビル	毎月第2土曜日	平和ビル北
	日の出西	毎月第2水曜日	二見46番地西 日の出29番地西
	池端 東六軒町 西六軒町 南六軒町	毎月第4水曜日	西六軒町公民館南 南六軒町25番地双葉ビニール西 東六軒町26番地7東 高照寺南いこいの広場前
	スカイレジデンス	毎月第4水曜日	スカイレジデンスごみ置場
	四軒家	毎月第2水曜日	西六軒78番地北
	北六軒町	毎月第2水曜日	笹子原駐車場南(西六軒78番地向かい側南東角)
	西川口	毎月第2水曜日	笹子原駐車場南(西六軒78番地向かい側南東角) 芳野町1丁目50番地東
	松原北部	毎月第2水曜日	ローソン清須二ツ杵駅前店南 西枇杷島老人福祉センター前
	トランシェ二ツ杵	毎月第4水曜日	トランシェ二ツ杵ごみ置場
	松原東部	毎月第4水曜日	南松原町34番地南
	松原西部	毎月第4水曜日	びわじま整形外科南
	杵東	毎月第4水曜日	辰新田ちびっ子広場東
	レジデンス松原	毎月第4水曜日	レジデンス松原ごみ置場
	杵西	毎月第4水曜日	杵西町集会所東
	北二ツ杵	毎月第2水曜日	芳野町2丁目50番地南 北二ツ杵町内会集会所東
	北二ツ杵住宅	毎月第2水曜日	二ツ杵住宅敷地内
	笹原町	毎月第2水曜日	芳野町1丁目25番地西
	旭町	毎月第2水曜日	椿久北
	富士岳	毎月第2水曜日	富士岳集会所前
	ラヴィエール芳野公園	毎月第2水曜日	ラヴィエール芳野公園ごみ置場
	三菱社宅	毎月第2水曜日	三菱枇杷島社宅ごみ置場 三菱重工清須寮ごみ置場
	小場塚	毎月第2水曜日	宮前2丁目公民館前 ラドニー西枇杷島前三角地
	養和町	毎月第2水曜日	サカエ理研工業株専用駐車場
	ユニーブル清須	毎月第2水曜日	ユニーブル清須ごみ置場
	県営宮前住宅	毎月第2水曜日	県営宮前住宅ごみ置場
	ラドニー西枇杷島	毎月第2水曜日	ラドニー西枇杷島ごみ置場
	ライオンズ枇杷島	毎月第2水曜日	ライオンズ枇杷島ごみ置場